

### 柏市社会福祉協議会が取り扱う貸付制度一覧

実施主体	制度	種類	貸付用途	貸付限度額	償還期限	据置期間	連帯保証人及び貸付利率
柏市社協	①福祉資金	ア)一般貸付	低所得で緊急不時の出費のため一時的に生活が困窮した世帯に対する生活資金 ※世帯構成人数に応じて限度額が変わります。構成員の年齢は問いません。	2人以内 20,000円 3人 30,000円 4人 40,000円 5人以上 50,000円	6ヶ月以内 6ヶ月以内 10ヶ月以内 10ヶ月以内	なし ※貸付日の1ヶ月後から返済開始	連帯保証人なし 無利子
		イ)特別貸付	療養・入学・葬祭・出産・災害援護等の緊急的に必要と認められる場合の経費	10万円	10ヶ月以内		連帯保証人あり 無利子
		ウ)交通費貸付	市内から他地区に移動する者の利便を図るための交通費	310円	なし	なし	連帯保証人なし 無利子
千葉県社協	②総合支援資金 ※1	ア)生活支援費	離職者等が、生活再建までの間に必要な生活費	二人以上 20万円×3ヶ月 単身 15万円×3ヶ月 ※いずれも再審査により、最長12ヶ月以内(延長3回)	10年以内	6ヶ月	連帯保証人あり ⇒無利子 連帯保証人なし ⇒年1.5%
		イ)住宅入居費	離職者等が、敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円			
		ウ)一時生活再建費	離職者等が、生活を再建するために一時的に必要な費用	60万円			
千葉県社協	③福祉資金	ア)生業費	生業を営むために必要な資金	460万円	20年以内	6ヶ月	連帯保証人あり ⇒無利子 連帯保証人なし ⇒年1.5%
		イ)技能習得費	技能又は資格取得に必要な経費及びその間の生活費	履修期間半年 130万円 履修期間3年 580万円	8年以内		
		ウ)福祉費	転宅費 ⇒住居の移転に必要な経費 (敷金・礼金・引越し運賃等) 結婚費 ⇒挙式の費用、家具等の購入資金 出産費 ⇒出産に必要な資金 葬祭費 ⇒葬祭に必要な資金 給排水設備等住居設備費 ⇒上下水道、電気、暖房等の設備を設ける際の資金 支度費 ⇒就職または技能を習得するための支度にかかる経費 一時的に必要な特別資金 ⇒年金受給資格を得るために必要な納付金等	50万円	3年以内		
		エ)障害者自動車購入費	障害者の送迎用又は障害者本人が運転する車の購入費	一般車両 200万円 特殊車両 250万円	8年以内		
		オ)福祉用具購入費	障害者又は高齢者の生活上の便宜を図るために必要な物品の購入費	170万円	8年以内		
		カ)住宅改修費	障害者又は高齢者の生活上の便宜を図るために必要な住宅の改修費	250万円	7年以内		
		キ)療養費	療養に必要な医療費及びその間の生活費	療養期間1年以内 170万円 療養期間1年半以内230万円	5年以内		
千葉県社協	④教育支援資金	ア)教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の修学に必要な経費	高校 月額3.5万円 高専・短大 月額6万円 大学 月額6.5万円	20年以内	卒業後6ヶ月	世帯内で連帯借受人を立てられれば不要 無利子
		イ)就学支度費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に必要な経費	50万円	20年以内		
千葉県社協	⑤不動産担保型生活資金	ア)不動産担保型生活資金	高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費(土地評価額1,000万円以上)	土地評価額の70% 月額30万円	据置期間終了時	契約終了後3ヶ月	推定相続人の中から要する3%か長期プライムレートの低い方 連帯保証人なし 3%か長期プライムレートの低い方
		イ)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費(土地・建物評価額500万円以上)	土地・建物評価額の70% 月の保護基準の1.5倍	据置期間終了時		
千葉県社協	⑥緊急小口資金 ※1		緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費	10万円	12ヶ月以内	2ヶ月	連帯保証人なし 無利子
千葉県社協	⑦臨時特例つなぎ資金		住居のない離職者であること 公的給付又は公的貸付の申請を受理されている者であって、かつ交付までの生活に困窮していること	10万円	公的給付金又は貸付金の交付時	なし	連帯保証人なし 無利子
千葉県社協	⑧生活復興支援資金	ア)一時生活支援費	東日本大震災の被災者が、生活復興までの間に必要な生活費	二人以上 20万円×6ヶ月 単身 15万円×6ヶ月	借り入れ金額により 5年以内から 20年以内	2年	連帯保証人あり ⇒無利子 連帯保証人なし ⇒年1.5%
		イ)生活再建費	東日本大震災の被災者が、移転、家具什器、車輛の購入等に必要な経費	80万円 (家具什器は20万円以内)			
		ウ)住宅補修費	東日本大震災の被災者が、住宅の補修等に必要な経費	250万円			

\* 上記の貸付制度は、他制度の利用が優先です。それぞれの貸付制度には、借入の目的、世帯の収入、連帯借受人や連帯保証人の設定など、各種条件があります。  
 \* 貸付制度の利用にあたっては、民生委員が関わらないものと、申し込みから償還完了まで民生委員が必要な援助指導を行うものがあります。  
 \* 貸付の決定にあたっては、千葉県社会福祉協議会による審査があります。  
 ※1：平成27年4月1日から総合支援資金及び緊急小口資金の利用にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要です。